

滋賀県版GAP実践点検項目【施設野菜、露地野菜、果樹、花き、茶】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、
自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。

◎法令上の義務項目(必須)

○義務項目以外(重要)

区分	目的	取組事項	番号	点検項目	野菜		果樹	花き	茶	関係法令	
					露地	施設					
農産物の安全性・品質の向上	ほ場における環境衛生管理	ほ場環境の確認	1	周辺の廃棄物や有害物質等から、ほ場や用水への汚染がないか確認する。	○	○	○	○	○		
	適切な水の使用	使用する水源の確認と改善策の実施	1-2	使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池)の確認と、水源の汚染がわかった場合には用途に見合った改善策を実施する(洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意)。	○	○	○	/	/		
	農薬の安全・適正使用	無登録農薬の使用禁止 農薬の表示内容の確認と厳守	2	農薬を使用する前に、農林水産省の登録番号を確認する。	◎	◎	◎	◎	◎		
			3	ラベルに記載されている最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。	◎	◎	◎	◎	◎		
			4	農薬は、適用作物名や希釈倍数、使用時期、注意事項等ラベルに記載されている使用方法を守って使う。	◎	◎	◎	◎	◎		
			5	防除器具の使用にあたり、事前にノズル等を点検する。	◎	◎	◎	◎	◎		
			6	防除器具の使用にあたり、タンク、ホース、ノズル等が十分に洗浄されているか確認する。	◎	◎	◎	◎	◎		
			7	使用後は、タンク、ホース、ノズル等を十分に洗浄する。	◎	◎	◎	◎	◎		
		農薬散布時における周辺作物へのドリフト(飛散)の回避	8	農薬を散布しようとするほ場周辺の栽培作物を確認し、必要に応じて、飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具等を選択する。	◎	◎	◎	◎	◎	農薬取締法 および 関係省令等	
	農薬、燃料等の保管管理	農薬、燃料等の適切な管理	9	農薬や肥料、燃料は、専用の保管場所で農産物や他の資材等と接触しないように保管する。特に毒劇物については、容器・貯蔵場所へ表示するとともに、その飛散・漏出防止の対策をする。	◎	◎	◎	◎	◎	毒劇物 取締法	
	作業等者の衛生管理	衛生設備の確保	10	作業者の衛生的な状態が保てるよう、手洗い場所やトイレ等の衛生設備を確保する。衛生設備は、汚水がほ場や各施設、水路を汚さないようにするとともに、定期的に点検し、破損や不備があれば速やかに修復し清潔に保つ。	○	○	○	○	○		
		作業者の衛生管理の実施	11	調製・出荷等の作業においては、手洗いの励行や履物・手袋等の清潔さを保持する等、衛生管理を行う。	○	○	○	○	○		
	設備・容器等の衛生管理	栽培・収穫・調製・運搬に使用する農機具・器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	12	栽培・収穫・調製・運搬に使用する農機具(トラクター等)・器具類(はさみ、コンテナ等)は、常に手入れや洗浄を行い、衛生的に保管する。	○	○	○	○	○		
			12-2	養液栽培の場合は、培養液が汚染されないよう、器具類の洗浄を行う。	○	○	○	/	/		
		施設(栽培・調製・出荷・貯蔵)内の衛生管理の実施	13	施設内は、常に整頓・清掃する。	○	○	○	○	/	/	
			14	製茶工場、製茶機械は茶期の前後に入念に清掃するとともに、常に整頓・清掃する。荒茶加工施設では、食品製造に直接関係のない目的で使用する場合を除き、「飲用適」の水を使用する。	/	/	/	/	/	○	
			15	施設内に廃棄物を保管する場合は、農産物に隣接しない場所で保管する。	○	○	○	○	○		
16			施設内への害虫侵入を防ぐ対策を行う。	○	○	○	○	○			
安全で清潔な包装容器の使用	17	出荷に使用する包装容器・資材は、農産物の安全性を考慮した素材を選択し、清潔に保管する。	○	○	○	○	○				

滋賀県版GAP実践点検項目【施設野菜、露地野菜、果樹、花き、茶】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、
自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。

◎法令上の義務項目(必須)

○義務項目以外(重要)

区分	目的	取組事項	番号	点検項目	野菜		果樹	花き	茶	関係法令	
					施設	露地					
物の安全性・品質の向上	農産物の衛生的な取扱	異物混入の防止対策の実施	18	作業(収穫・調製・選別)中に喫煙や飲食をしない。	◎	◎	◎	◎	◎	食品衛生法 および 関係省令	
			19	作業(収穫・調製・選別)時に、使用する器具(包丁、手袋、タオル等)や装飾品等が混入しないよう対策を実施する。	◎	◎	◎	◎	◎		
	農産物の品質向上	貯蔵・輸送時の適正な温度管理の実施	20	収穫後の農産物を貯蔵・輸送する際は、品質の劣化防止のため、適正な温度管理を行う。必要に応じて予冷等を行う。	○	○	○	○	○		
			21-2	凍害、霜害等の恐れのある地域・時期では、防霜施設等の稼働点検や気象情報等に留意する等、凍霜害防止対策を実施し、適切な被害防止に努める。	○	○	○	○	○		
				りんご等果実におけるかび毒(バツリン)汚染低減対策の実施	/	/	○	/	/		
琵琶湖等の環境保全	農薬による環境負荷の低減	散布液の適量調製	22	散布面積や作物の生育状況、ラベルの記載内容を確認し、散布に必要な量だけを調製する。	○	○	○	○	○		
			23	病害虫の発生源となる雑草の除去を行う。	○	○	○	○	○		
				抵抗性品種や輪作体系等を導入する。	○	○	○	○	○		
			25	病害虫の発生状況に応じた防除	発生予察情報やほ場、その周辺における病害虫の発生状況を確認した上で防除する。	○	○	○	○	○	
				化学合成農薬に頼らない防除技術の導入	防虫ネットや防蟻灯、性フェロモン剤等の利用等、化学合成農薬を使わない防除を実施する。	○	○	○	○	○	
				農業散布時における周辺等への配慮	農業を散布する前に、近隣農家・住民に周知する。	/	○	○	○	○	
			28	被覆を要する農薬(くん蒸剤等)の揮散防止	くん蒸剤を使用する場合は、ガス漏れのないよう完全に被覆する。	○	○	○	○	○	
	肥料による環境負荷の低減	肥料節減に向けた取組	29	土壌診断結果や施肥基準に基づく施肥を行う。	○	○	○	○	○		
			29-2	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを施用する。	○	○	○	○	○		
	健全な土壌の確保	土づくりの実践	30	県が定める環境ごだわり農産物栽培基準「堆肥その他の有機質資材の施用基準」に基づき、堆肥等の有機物を施用する。また、野菜・果樹に堆肥を施用する場合は、高温で発酵された堆肥を施用する。	○	○	○	○	○		
30-2			降雨や強風によって土壌が侵食を受け土層が失われていくおそれがある場合には、土壌の侵食を軽減する対策を実施する。	○	○	○	○	○			
廃棄物の適正な処理	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施	31	農薬、肥料等の空容器や空袋、使用済みハウスビニール、期限切れ農薬等は、廃棄物処理業者への委託等により、適切に処理し、不適切な焼却は行わない。	◎	◎	◎	◎	◎	廃棄物処理法		
		32	稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さの堆肥、飼料、敷料等へのリサイクルまたはほ場への還元を励行する(病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く)。	○	○	○	○	○			

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、
自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。

◎法令上の義務項目(必須)

○義務項目以外(重要)

区分	目的	取組事項	番号	点検項目	野菜		果樹	花き	茶	関係法令
					施設	露地				
琵琶湖等の環境保全	エネルギーの節減	施設・農業機械等の使用におけるエネルギー消費の節減対策の実施	33	施設・農業機械等の定期的な点検・整備を実施する。	○	○	○	○	○	
			34	農業機械は、必要以上に高いエンジン回転で作業せず、負荷の状態に合った適正なエンジン回転で作業する。	○	○	○	○	○	
			35	温室内の保温対策（内張りやカーテン等の隙間の点検・補修等）を実施する。	○	/	○	○	/	
			36	暖房機器等の使用に当たっては、常に省エネを意識する。	○	/	○	○	/	
			37	温室内の各所の温度を測定し、ダクトの位置やバランスを調整し、温度ムラを小さくする。	○	/	○	○	/	
	琵琶湖等への環境保全意識の高揚	環境と調和のとれた農業生産活動の実践	38	県が推進する環境こだわり農業に取り組む等、環境と調和のとれた農業を実践する。	○	○	○	○	○	
	特定外来生物の適正利用	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する許可の取得（更新）及び適正な飼養管理の実施	39	セイヨウオオマルハナバチの飼養に当たっては、環境省の許可を取得（更新）し、適切な飼養管理を行う。	◎	/	◎	/	/	外来生物法
総合的な鳥獣被害対策	鳥獣被害対策の実施	39-2	放任果樹の除去や柵の設置等、鳥獣を引き寄せない取組を行う。	○	○	○	○	○		
労働安全の確保	作業者の健康管理と事故防止	不健康な状態での作業の禁止	40	体調が悪い時や酒気を帯びている時は、農作業に従事しない。	○	○	○	○	○	
	安全な作業環境の確保	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	41	農業散布、機械作業、施設の補修等、安全に作業を行うための適切な服装やマスク等の保護具を着用する。	○	○	○	○	○	
			42	農業散布で着用した保護具は、洗浄し、他のものとは別に保管する。	○	○	○	○	○	
		危険な農作業の把握および農作業事故につながる恐れのある危険箇所の把握・作業環境の改善	43	危険な農作業の把握および農作業事故につながる恐れのある危険箇所を把握し、危険箇所の表示や作業環境を改善する。また、1日当たりの作業時間が8時間を超えないよう努めるとともに、定期的に休憩を取り、定期的に健康診断を受ける等健康管理を行う。	○	○	○	○	○	
	農業機械等を導入・使用する際の安全確認	農業機械、装置、器具の安全装備等の確認、点検整備	44	農業機械、器具の始業前点検や使用後の整備等、取扱説明書に基づき、適切な保守点検の実施に努める。	○	○	○	○	○	
	農業機械等の安全な利用	農業機械、装置、器具の適正な使用	45	農業機械の機能、使用上の注意事項、使用時の危険回避方法等、取扱説明書をよく理解した上で操作する。	○	○	○	○	○	
農作業事故に対する備え	万一の農作業事故発生への備え	46	農業生産活動の維持・継続に向けた保険に加入する。	◎	◎	◎	◎	◎	労災保険法	

滋賀県版GAP実践点検項目【施設野菜、露地野菜、果樹、花き、茶】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、
自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。

◎法令上の義務項目(必須)

○義務項目以外(重要)

区分	目的	取組事項	番号	点検項目	野菜		果樹	花き	茶	関係法令	
					施設	露地					
経営の改善	農業現場における知的財産の適切な取扱	技術・ノウハウ(知的財産)の活用	47	特許技術は、適切な手続きを経て活用する。	◎	◎	◎	◎	◎	特許法	
	新品種育成者の権利保護	種苗登録品種の適切な利用	48	登録品種の種苗は、適切な手続きを経て利用する。	◎	◎	◎	◎	◎	種苗法	
	ボイラーの適正使用	ボイラー使用時の登録・主任の設置	48-2	ボイラー(簡易ボイラーは除く)の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置を行う。	/	/	/	/	◎	ボイラー および 圧力容器 安全規則	
	情報の記録・保管	ほ場の位置、面積等の記録・保存		49	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、適切な期間保存する。	○	○	○	○	○	
		農業生産活動に関する情報の記録・保存		50	農薬、肥料の使用状況や播種、定植、収穫の作業実施日時等、農業生産活動に関する情報を記録し、適切な期間保存する。 茶の取組時は、ボイラー(簡易ボイラーは除く)の定期自主検査記録も3年間保存する。	○	○	○	○	○	
		資材の殺菌消毒・保守点検に関する情報の記録・保存		51	農業資材の殺菌消毒や点検保守を行うとともに、その管理やスケジュール等を記録・保管する。	○	○	○	○	○	
		農薬、肥料等の購入伝票の保存		52	農薬や肥料、種子、苗等の購入伝票、保証書は、適切な期間保存する。	○	○	○	○	○	
出荷等に関する情報の記録・保存		53	品名や出荷日、出荷量等、出荷に関する情報を記録し、適切な期間(出荷に関しては流通実態に応じて1~3年間、それ以外は取引先からの情報請求に対応して)保存する。	◎	◎	◎	◎	◎	食品衛生法 および 関係省令		
生産工程管理の実施	生産工程管理の実施		54	GAPのPDCAサイクルを実践する。	○	○	○	○	○		
該当項目数					57	54	59	55	53		

平成29年3月改定
平成27年3月改定
平成24年3月改定
平成23年3月